

度々愛宕の御利生御告を蒙候よし被申。と見ね、又江州金ヶ森の城信長公御攻之刻、村井豊後の夢に、時分もよく、かまへて左の道へつき候へと、山伏枕元にて慥に御告あり。目覺めて、扱も日頃愛宕山を信仰仕ゆゑ御告なりと難有思ひ、水ごりかき具足を着けて、利家様の御陣所へ參候へば、未だ鳥前と覺え候間、今少しと御意也。故に小屋へ立歸り、居眠りして有之處、又御告に左へつけとあり。即信長公本陣一番貝たつ。我も人も城下へよせるに、左右に道あり。何れも右の道へ行く。豊後も其道へ行くといへども、いや／＼はつきりと愛宕山の御告に候間、それにまかせ一人立歸り、左へ行き、から堀柴折につく。誰とは不知四・五人見え、敵か味方かとつゝとよる。それへ来るは何者ぞ。爰にあるは柴田修理が甥佐久間玄蕃と云ふ者也。豊後も、前田又左衛門内村井又兵衛と名乗れば、玄蕃、内々承り及びたり。戰場にて初めて參會大悦す。夜明けば柴折可切と申合はず。其内、跡より味方も來り、玄蕃・又兵衛言葉をかけ合はせ、柴折を切り、兩人ながら鎧を突き、則首を取る。利家様は信長公の本陣に御座也。右の首持參する

處、其首信長公へ利家様御目にかけ給へば、信長公、兼ねて聞及びたる村井又兵衛手柄仕りたりと御意にて、御前にあるつるし柿五つ、御手づから下され、働きのしるしと御意にて、南蠻笠拜領被仰付。佐久間玄蕃は柴田修理へ首を見せられける故、信長公へは遅く御目に被掛由。とあり。さて長頼の嗣子出雲長次は、兄左馬助の遺知共一萬七千二百四十五石餘を家祿となし、人持組頭を勤め、慶長十年利家卿の御妹千世姫を下嫁せしめられ、同十八年病氣保養の爲上京し、十一月金澤へ歸る半途越前匹田驛にて歿す。享年四十六。無子、織田河内守長孝の二男飛驒長家十歳にて相續、長次の遺領を賜ふ處、寛永二年金澤諸士の知行高取調の際、長頼在世中能州鹿嶋郡嶋の地向田神明へ寄附せし社領を取泄らし、領知高を減少せられ、それより一萬六千五百六十九石を家祿とす。同十四年閏三月長家病氣に依つて閑居し、能州嶋の地鰻目村の太間が邸に居り、嗣子兵部長朝家を繼ぎ、家祿を相續し、明暦元年十一月歿す。嗣子藤十郎清長、翌二年二月父が遺跡を繼ぐといへども、年僅に四歳なるを以て、家祿の内二千石、外に五千二百六拾石

家士の給料賜之。後出雲親長と改稱し、父の遺知全く賜はり、元祿三年九月人持組頭と成り、金澤城代をも命ぜられ、寶永六年十二月叙爵し、從五位下豊後守を拜任して、元祖豊後守長頼の家勢を復す。夫れより後、歴世執政八家の一あたりしかど、血統は早く絶えたるなり。

○佐々主殿自盡遺址

佐々主殿は、利常卿在世以來家祿千石を賜はり、馬廻組なる處、不經濟にて負債過分なるを以て、參議綱紀卿家祿を沒收せられ、村井藤十郎へ預けられ、遂に藤十郎の居宅に於て自盡を命ぜられたり。其の巨細は、荒町佐々主殿故第の條に記す。村井氏の第内に、主殿自盡せし遺蹟とて碑石を建てたり。此の地は、元と書院前の露地なりといへり。

佐々主殿伏劍蹟碑

夫也有故賜死。我先世受命幽于家。遂於廳堂之後庭令自裁。是其所矣。實延寶六年十月十日也。自時棲石表識。距今一百五十年矣。今予居失恃之太憂。適哀夫之亡後。乃惡哀之無從也。樹石燈一寓弔悼之意。而命儒臣河合良溫記。歲時云。

文政十年歲次丁亥抄冬

平長頼九世孫村井長道建

按ずるに、佐々主殿の自盡を命ぜられし後、居宅を點檢せしに、家祿相當の武具・馬具美々敷取揃へ、軍用金をも副へ置きたりと、可觀小説等にいへり。

○村井氏門前怪談

従前村井氏の居邸なりし頃は、門前長屋繼ぎ南側、今の銅器會社の方なる土塀の中央に露地門あり。夜中深更におよび、往來人此の露地門の際にて手をたゞけば、其の響き赤子の泣聲に等しく聞ゆとて、好事の者共態と深更爰に來て、たゞき試むるものありしとぞ。世人狐狸の所業なりといへど、木魂に響くものにて、外々にも其の土地の景況に依つてか、木魂のかく聞ゆることありといへり。

○中之橋

金澤橋梁記に、中の橋長と村井との間之橋也。とありて、此の橋は惣構堀なる倉月用水川の橋也。今この橋名を稱する人なしとぞ。

○中之橋邊傳話